委 任 契 約 書

豊中市立●●学校PTA(以下「甲」という。)と豊中市立●●●学校(以下「乙」という。)は、豊中市立●●学校PTAの事務に関して、次の通り委任契約を締結する。

(委任事項)

第１条 甲は乙に対し、豊中市立●●学校PTAの事務のうち会費（ただし、令和〇年度〔令和〇年４月１日から令和〇年３月３１日まで〕に限る。）の徴収事務を委任し、乙はこれを受諾する。

（費用の負担）

第２条 前条の委任事務を処理するについて、口座振替手数料など金融機関への費用を要するときは、その費用は、甲の負担とする。

（協力）

第３条 甲は、乙に対し、乙が第１条の委任事務を処理するために必要な協力（個人情報の提供を含む。）をする。

（集金状況の報告等）

第４条　乙は、必要に応じて、集金の状況（PTA会費を支払わない者の情報を含む。）を甲に報告する。

２　乙は、第１条の委任事務に関し、未納者に対する取立て行為（甲が行う未納者への最初の督促状の発出作業の補助を除く。）を行わない。

（解釈の基準）

第５条 本契約は、受任者の報酬が無償であることを踏まえて解釈する。

令和　　年　　月　　日

委任者(甲) 豊中市立●●学校PTA

会⾧ ●● ●● 　印

受任者(乙) 豊中市立●●学校

校⾧ ●● ●● 　印